

「鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会  
(鳥取県立農業大学校外部評価委員会)」設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会（鳥取県立農業大学校外部評価委員会）（以下「委員会」という。）の設置に関し 必要な事項を定めるものである。

(審議する事項)

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める次の事項を審議するものとし、その具体的な内容は要領を別に定め実施するものとする。

鳥取県立農業大学校の運営のあり方に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人程度をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、任命の日からその年度の末日とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 委員会の会議は学校長が招集し、学校長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、鳥取県農林水産部農業大学校において行う。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年12月27日から施行する。

この要綱は、平成26年6月16日から一部改正し施行する。

この要綱は、平成30年3月8日から一部改正し施行する。